

問 1 3

倉田壮さん（23歳）が平成27年中に贈与を受けた財産は以下のとおりである。倉田さんの平成27年分の贈与税額として、正しいものはどれか。なお、平成27年中において、倉田さんはこれ以外には贈与を受けていないものとする。また、倉田さんは相続時精算課税制度を選択していないものとする。

- 倉田さんの父からの贈与：現金120万円
 - 倉田さんの祖母からの贈与：現金150万円

あわせて 270 万円の贈与を受けた。
2人とも直系尊属（自令より上）
基礎控除 110 万円を忘れずに！

＜贈与税の速算表＞

（イ）20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産の場合

基礎控除後の課税価格		税率	控除額
★	200万円 以下	10%	—
	200万円 超 400万円 以下	15%	10万円
	400万円 超 600万円 以下	20%	30万円
	600万円 超 1,000万円 以下	30%	90万円
	1,000万円 超 1,500万円 以下	40%	190万円
	1,500万円 超 3,000万円 以下	45%	265万円
	3,000万円 超 4,500万円 以下	50%	415万円
	4,500万円 超	55%	640万円

（ロ）上記（イ）以外の場合

基礎控除後の課税価格		税率	控除額
200万円 以下		10%	—
	200万円 超 300万円 以下	15%	10万円
	300万円 超 400万円 以下	20%	25万円
	400万円 超 600万円 以下	30%	65万円
	600万円 超 1,000万円 以下	40%	125万円
	1,000万円 超 1,500万円 以下	45%	175万円
	1,500万円 超 3,000万円 以下	50%	250万円
	3,000万円 超	55%	400万円

1. 16万円

2. 5万円

3. 1万円

$(120 + 150) - 110 = 160 \text{ 万円}$
270 (基礎控除)

$160 \times 0.1 = 16 \text{ 万円}$
16 (10%)